

学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画

真岡市立物部小学校

1 組織的な対応に向けての校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめが起きたとき、またはいじめの疑いがある事案が発生したとき、いじめ問題の早期発見・早期対応のための「いじめ早期発見・早期対応に係る委員会」を組織する。《随時開催》

① 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、道徳教育推進教師、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールサポーター、スクールソーシャルワーカー、学校評議員、保護者代表、児童代表等と連携する。

② 実施する取組

【調査方針・分担の決定】

- ・調査の目的の明確化
- ・調査内容の決定
- ・行動の優先順位の決定
- ・関係のある児童への事実関係の聴取…当該児童担任、児童指導主任
- ・緊急アンケートの実施……………教育相談担当
- ・保護者への連絡（複数の教員で、丁寧に対応する）
…当該児童担任、児童指導主任、教頭
- ・市教育委員会への報告……………教頭
- ・関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療関係等）
…教頭、児童指導主任、教育相談担当

【指導方針の決定、指導体制の確立】

- ・学校、学年、学級への指導、支援
- ・被害者、加害者等への指導、支援
- ・観衆、傍観者等への指導、支援
- ・保護者との連携
- ・県教育委員会との連携
- ・関係機関との連携
- ・地域（児童委員、民生委員等）との連携

(2) 校内児童指導部会

全職員で配慮を要する児童について、情報交換し情報を共有する。

（毎月1回、職員会議後に設ける）

必要に応じて「いじめ防止不登校対策委員会」を開き、いじめや不登校のささいな兆候や児童からの訴え等を特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

① 委員 全職員

② 実施する取組

【未然防止対策】

- ・いじめ未然防止に向けての計画の立案…児童指導主任
- ・全体指導計画の実施状況の把握と改善…児童指導部
- ・いじめに関する意識調査……………各学級担任

- ・ 集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有（Q-U アンケート）
…各学級担任
- ・ 家庭訪問、個別懇談、教育相談による情報収集…各学級担任
- ・ 情報交換による児童の状況の把握と情報の共有…校内児童指導部会

【取組の改善】

- ・ 校内児童指導部会において、「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を基に、取組が計画的に進められているかの評価を行い、改善を図る。

2 いじめの未然防止に向けて

(1) 計画的な指導

- 学校組織としてのいじめ問題への取組についての評価を年1回以上実施し、速やかに評価結果に基づいた改善を図る。

(2) いじめの起きにくい・いじめをゆるさない環境づくり

- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめが起きにくい・いじめをゆるさない環境づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。

① 学業指導の充実

- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに認め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

② 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

③ 特別活動の充実

- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ・ 児童会活動において、校内でいじめ根絶を呼びかける運動や、児童同士で助け合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

④ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・ 自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

⑤ 保護者・地域との連携

- ・ 学校ホームページや保護者会、各種便り等で「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめの問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- ・ 学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめ問題への取組」について、改善を図る。

(3) 指導上の留意点

- ① 「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識をもつことなく、いじめられた児童や保護者の身になって真摯に対応する。
- ② 発達障害を含む障害のある児童に対しては、適切に理解した上で指導に当たる。

(4) ネットいじめへの対応

- ① 携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を禁止する。
- ② 学級活動等を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しないこと。
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ウ 有害サイトにアクセスしないこと。
- ③ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

3 いじめの早期発見・事案対処に向けて

(1) 早期発見・事案対処のための認識

- ① 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ① 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
 - ・児童指導強調週間 毎月第1週での友達アンケートの実施
 - ・相談ポストの常時設置
- ② 毎月1回職員会議後 「情報交換会」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ③ 教育相談月間を年1回以上設定する。
- ④ 教職員とスクールカウンセラーが連携して対応できる体制を整える。
- ⑤ 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施する。
- ⑥ 保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる教育相談体制を整える。
- ⑦ 児童、保護者にいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。また、いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等（別紙参照）を作成・配付し、周知する。

4 いじめの解消に向けて

(1) 解消のための認識

- ① いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ② いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 解消のための対応

- いじめ防止対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、県教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

(3) 児童、保護者への支援

- ① いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ② 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。なお、いじめの解消については、以下の2つの要件が満たされていることとする。
 - ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安に）止んでいること
 - ・いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ④ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ⑤ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- ⑥ いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ① いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ② はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ③ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) ネットいじめへの対応

- ① ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ防止対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめにかかわる情報の削除等を求める。
- ② 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 警察との連携

- いじめが犯罪行為として扱われるべきものであると認める時は、所轄の警察署と連携して対処する。

(7) 解消後の継続的な指導・援助に向けて

- ① 単に謝罪のみで解消したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

5 重大事態への対応

- (1) 県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ防止対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、必要に応じて他の保護者へ説明するなどして、学校の対応への理解・協力を得る。
- (6) いじめ防止対策委員会（いじめ未然防止・早期発見に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。